

令和6年度滋賀県指定有形文化財 概要資料

滋賀県指定有形文化財

建造物（1件）

- ・ 兵主神社本殿 P. 1

絵画（2件）

- ・ 絹本着色不動明王像 P. 9
- ・ 絹本着色鯉魚図 葛蛇玉筆 P. 11

彫刻（1件）

- ・ 木造薬師如来坐像 P. 13

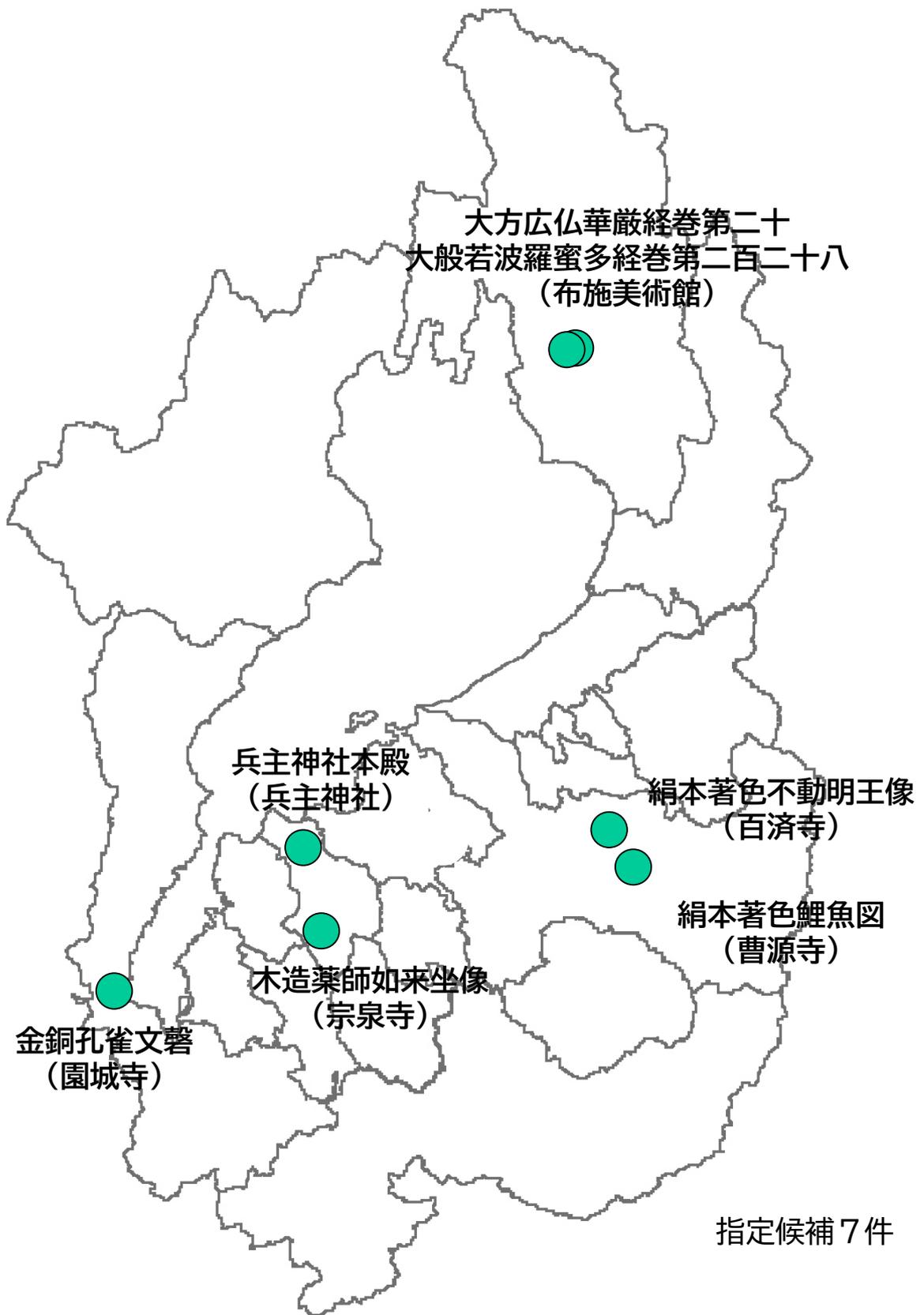
工芸品（1件）

- ・ 金銅孔雀文磬 P. 15

書跡・典籍、古文書の部（2件）

- ・ 大方広仏華嚴経巻第二十 P. 17
- ・ 大般若波羅蜜多経 巻第二百二十八 P. 19

指定候補文化財の分布図



建造物の部

名 称	員数	構造形式	所 有 者	所 有 者 の 住 所	所 在 地
ひょうずじんじゃほんでん 兵主神社本殿	1 棟	桁行一間、梁間一間、一重、切妻造、向 拝一間、檜皮葺 附 棟札 3 枚 寛永廿年の記があるもの 1 明和八辛卯年四月の記があるもの 1 明和八辛卯年六月の記があるもの 1 板札 3 枚 寛永式拾年の記があるもの 1 寛文九年の記があるもの 1 昭和五年九月奉曳の記があるもの 1 長押金具 4 点 寛永式拾暦の記があるもの 1 寛永式拾年の記があるもの 1 伊木清三郎の記があるもの 1 かさりや五兵衛の記があるもの 1 軒付板蛇腹板 1 組(23 枚) 明和八載の記があるもの 獅子口瓦 明和八年他の陰刻があるもの 一対(北面、南面) 北面獅子口瓦(8 点 1 組) 南面獅子口瓦(8 点 1 組)	宗 教 法 人 兵主神社	野洲市五条 566 番地	同左

◆建築年代

寛永 20 年 江戸時代前期(1643) 棟札

◆指定等の状況

野洲市指定文化財(昭和 63 年 9 月 1 日)

- ・平成 30 年～令和元年に保存修理工事を実施
- ・令和 5 年 5 月『野洲市指定兵主神社本殿修理工事報告』刊行

<参考>

- ・兵主大社楼門 天文 19 年(1550) 滋賀県指定有形文化財(昭和 41 年 7 月 4 日)

◆説 明

<創立・沿革>

- ・ 兵主神社は野洲川下流域北岸の田園地帯である野洲市五条に所在する。境内は南北に延びる馬場と東西に延びる参道沿いの敷地からなり、木々に囲まれた参道沿いには東面して鳥居、楼門が建ち、その先に本殿、拝殿が建つ。また敷地北側には社務所や旧護摩堂などの社殿が並び、参道を挟み敷地南側には庭園を配す。このうち楼門は滋賀県指定有形文化財に、庭園は国の名勝に指定されている。
- ・ 兵主神社の創建は平安時代にさかのぼるとされる。慶長9年(1604年)の「兵主大明神縁起」によれば、養老2年(718年)に渡来した白蛇(兵主明神)に対し仮殿を建てて崇め奉ったとされ、これを創建としているが、史料での初見は貞観4年(862年)の『三代実録』で、正五位下神位下の神位授与が確認できる。また、延長5年(927年)「延喜式神名帳」に載る野洲郡の明神大社「兵主神社」に比定される。(注1)
- ・ 中世には「兵主(つわものぬし)」と読めることにより武士の厚い信仰を得て、源頼朝による神宝の寄進、足利尊氏による楼門の造営があったとされる。また江戸時代には徳川將軍家から社領の寄進を受け、厚い保護を受けた。(注2)

<本殿の特徴>

- ・ 本殿は社蔵の棟札他により、寛永20年(1643)に建立されたことがわかる。
- ・ 桁行一間、梁間一間、一重、切妻造、向拝一間、檜皮葺の本殿である。
- ・ 県内の近世以前の神社本殿は、構造形式では流造が多く、現存する本殿のおよそ8割を占めるとされ、入母屋造、切妻造、春日造がこれに次ぐ。また正面の柱間の間数では、一間社と三間社が多く、他に二間社と五間社があるが事例はごく僅かである(注3)。
- ・ 兵主神社本殿は、構造形式としては切妻造で、県内でも希少な形式の本殿である。
- ・ 一方、柱間の間数でいえば、県内に多数所在する一間社である。しかし柱間の寸法では、県内の一間社本殿は多くが2m前後であり、3mを超えるものは極めて少ない(注3)が兵主神社本殿は約3.3mである。また全国の国指定の流造や切妻の一間社本殿と比較しても3番目に柱間が大きく、全国的に一間社として特に規模の大きな本殿であることがわかる(注4)。
- ・ これらから、当本殿は県内に数少ない切妻造本殿であるとともに、全国の一間社としては最大規模に属し、希少な形式の大規模な一間社本殿として、県内では他に類例を見ない建造物として重要である(注3)。
- ・ また、本殿の柱材には檜を、長押や壁板、軒廻りや雑作材には檜や杉を用い、いずれも良材を用い、かつ高い技術で丁寧な仕事により建築された質の高い建造物である。

- ・ 装飾としては、身舎には彫刻を施した墓股を中備えとして四周に納め、正面格子戸の上下には彫刻欄間を嵌め込み、さらに長押や扉廻りに金箔を施した飾り金具を取り付け、正面建具は吹寄せ格子戸を納める。また向拝には、身舎同様、中備に彫刻を施した墓股を納め、虹梁両端には象鼻を、持送りに籠彫りの手挟みを取り付け、軒桁、組物、手挟み等には彩色を施した痕跡が残ることなど、控えめではあるが要所に優れた装飾を施し、大規模で堂々とした重量感とともに、華やかさも併せ持った上質な本殿である。
- ・ 当本殿は、令和元年に保存修理事業が完了(注2)したが、その際の調査により、化粧垂木(地垂木)尻が化粧棟木へ掛かること、小屋組内に二重屋根を設けていること、外陣天井蟻壁に横連子欄間が納まること等、中世の本殿に見られる特徴を持つこと、一方で、木負・茅負の化粧垂木の落掛りに目地を施すこと、飛檐垂木尻が木負の裏で止められていることなど、近世的な要素も見られ、中世から近世への過渡期的な要素を持った江戸初期の本殿として、技術史的にも重要である。

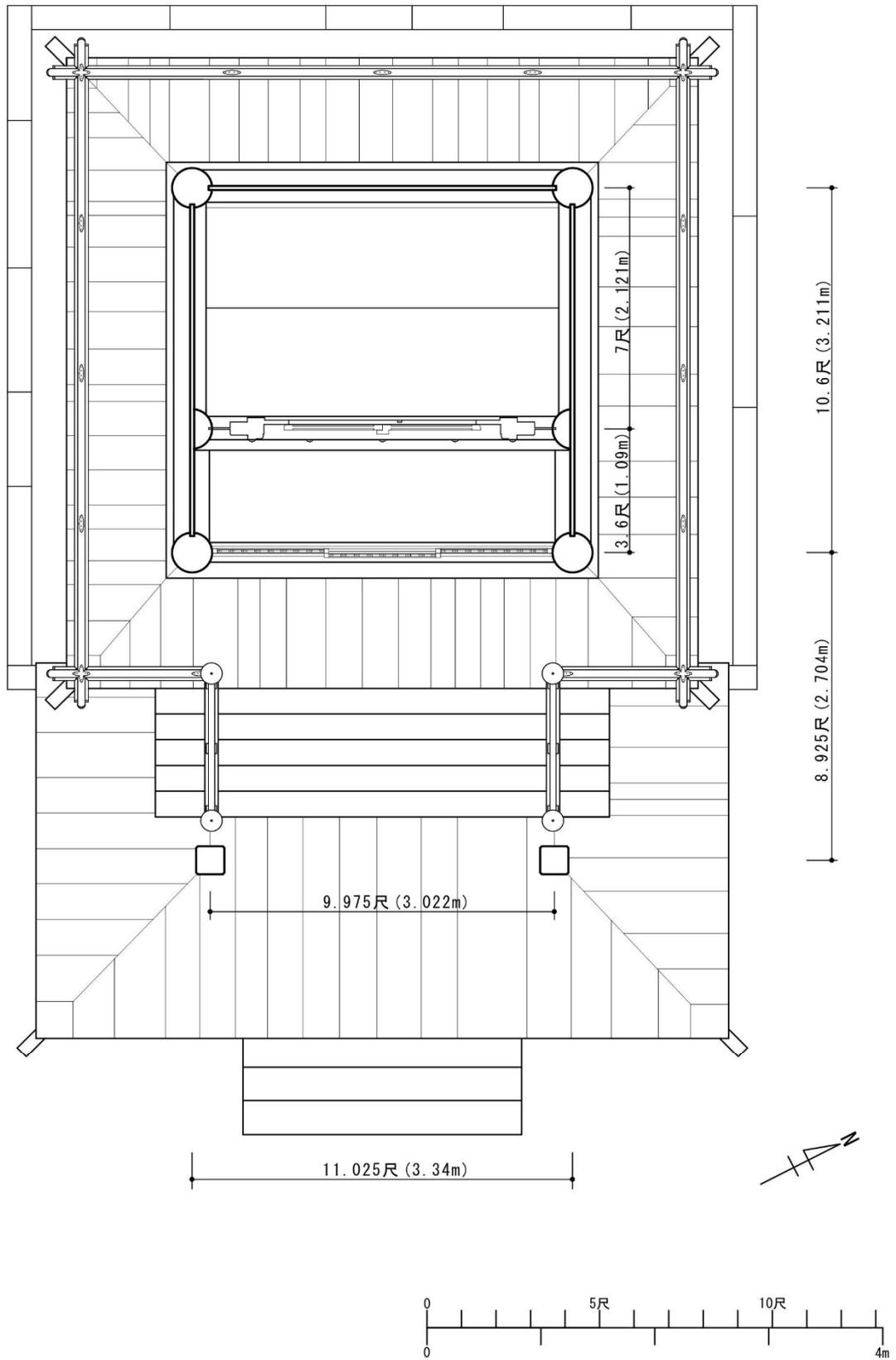
<付随する評価>

- ・ さらに、本殿の建立時(寛永20年)および修理時(明和8年)の棟札には、大工棟梁として谷川の名が記されており、野洲郡吉地村(現在の野洲市吉地)で代々大工を生業とし、谷川(長谷川姓の時期もあり)を名乗った地元の大工が棟梁として造営に携わり、建立後も代々修理を担っていたことがわかる。
- ・ 谷川(長谷川)家の建築作品は、確認できるものでは、寛永20年(1643)の兵主神社本殿に始まり、文政8年(1825)の野洲市木部の阿弥陀堂まで、実に69件があり、いずれも現在の野洲市、守山市、近江八幡市内に集中しており、近世を通して、地元で大工棟梁として信望を集めて建築工事に携わったであろう様子がうかがえる(注2)。
- ・ 兵主神社本殿は、地元根付いて、社寺を主に建築業に従事した地方の大工棟梁の、造営活動の様相を伝える建築としても重要である。

<総評>

兵主神社本殿は、建築年代が明確で、形式と規模において県内でも他に類例を見ない本殿であり、また良料を用い、技術的にも意匠的にも優れた質の高い建築として貴重である。保存状態も良く、中世から近世への過渡期的な技法が確認でき、技術史的にも重要である。さらに、近世に野洲郡を中心に活躍した大工棟梁の谷川(長谷川)家の代表的作品であり、本県における江戸時代の堂宮大工の実相を知る建築としても価値が高い。

- 注 1 『名勝兵主神社庭園保存活用計画』 2023 年 宗教法人兵主神社
- 注 2 『野洲市指定兵主神社本殿修理工事報告書』 2023 年 宗教法人兵主神社
- 注 3 『滋賀県の近世社寺建築(近世社寺建築緊急調査報告書)』 1986 年
滋賀県教育委員会文化部文化財保護課
- 注 4 『国宝・重要文化財大全 1 1 建造物上巻』 1997 年 毎日新聞社



兵主神社本殿 平面図



兵主神社本殿正側面全景



兵主神社本殿側面(南面)全景



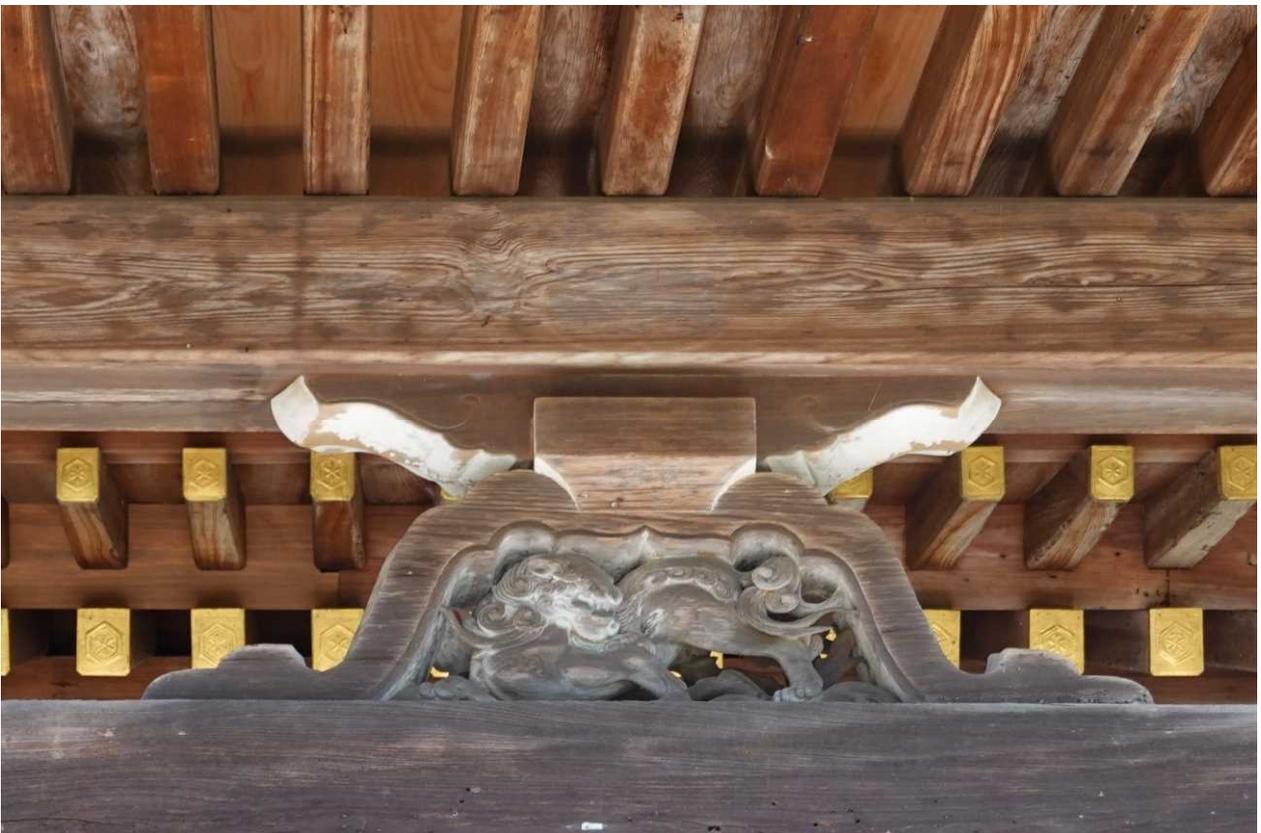
外陣全景



正面建具廻り



向拝北側手挟



向拝臺股および桁の彩色の痕跡

絵画の部 (2件)

名称・員数	所有者	所有者の住所	所在地
けんぼんちやくしよくふどうみょうおうぞう 絹本著色不動明王像 1幅	宗教法人百済寺	東近江市百済寺町 323	同左

- ◆法 量 縦147.4 cm 横60.9 cm
- ◆品質構造 絹本著色、掛幅装かけふくそう
- ◆時 代 鎌倉時代
- ◆指定の状況 東近江市指定有形文化財

◆説 明

- ・ 両眼を見開き、右手で剣を持ち、左手で絹索けんさく（縄）を握りながら正面を向いて立つ不動明王像の画像である。この不動明王像は異形の不動明王で、一般に「黄不動きふどう」と呼ばれる。黄不動が通常の不動明王と異なる点は、身体が金色（黄色）であること、上歯うわばで下唇を噛み、左右の鋭い牙が天を向くこと、上半身が裸形であること、筋骨たくましい成人の体格であること、裙くん（スカート状の着衣）を膝上までたくし上げること、両足の親指を上げること、虚空に直立することなどが挙げられる。
- ・ 黄不動は、天台宗寺門派の開祖で園城寺（三井寺）を中興した智証大師円珍ちしょうだいしえんちん（814～891）の感得かんとく（神秘的な体験）に由来する。『円珍伝』によると、承和5年（838）に円珍が山中で修行しているところ、眼前に金色の不動明王が現れ、私の姿を描いて帰依せよと命じた。後に円珍が絵師に命じてその姿を描かせたのが黄不動の起源と伝えられる。円珍が描かせた原本（国宝）は、現在も園城寺で厳重な秘仏として扱われている。
- ・ 黄不動に対する信仰は園城寺から天台宗を中心に広がり、数多くの転写本を生み出した。現存最古の模写である京都・曼殊院まんじゆいんの黄不動像（国宝 平安時代）を代表に、滋賀・観音寺の黄不動像（重要文化財 鎌倉時代）など、中世にさかのぼる遺品が十数例知られている。上記の作例に続く古例が百済寺の黄不動像で、身体の色を黄白色おうはくしよくで彩色すること、輪郭線に赤系統の線を用いることなど、原本から受け継がれた独特の描法で表現される。明快な彩色や丁寧な線描などから、製作時期は鎌倉時代後期と考えられる。
- ・ 百済寺の黄不動像の特色は、類品の中でも比較的原本に忠実に描かれていることである。多くの転写本では、通常の不動明王と同じく、足元の岩座上に立つ姿が描かれていることに対し、本図は原本と同様、虚空上に立つ姿を描き、黄不動の異形性を際立たせている。このように本図は、鎌倉時代にさかのぼる黄不動の古例かつ優品であり、本県の絵画史上高く評価すべき作例である。



絹本著色不動明王像 1幅

名称・員数	所有者	所有者の住所	所在地
けんぼんちやくしよくりぎよず かつじゃぎよく 絹本著色鯉魚図 葛蛇玉筆 3幅	そうげんじ 宗教法人曹源寺	東近江市愛東外町 763	滋賀県立安土城考古博物館

◆法 量 縦99.6～99.8 cm 横33.4～33.5 cm

◆品質構造 絹本著色、掛幅装かけふくそう

◆時 代 江戸時代

◆指定の状況 未指定

◆説 明

- 三幅対の掛け軸で、各幅には季節ごとに異なる鯉の姿が描かれる。右幅は水に潜む鯉が描かれる。川面の上に柳の枝が伸び、水面には桜の花びらが流れる。中幅は氷の割れ目から飛び出して宙返りする鯉が描かれる。画面全体に胡粉散らしによる降雪があらわされる。左幅は築を飛び越えようとして大きく跳ね上がる鯉が描かれる。鯉は伝統的な東洋絵画において、水草と鯉とを組み合わせた藻魚図、あるいは鯉が滝を登る登竜門図などがくり返し描かれてきたが、本図のように跳躍する鯉の描写は珍しく、独創的である。
- 作者の葛蛇玉かつじゃぎよく（1735～1780）は大坂（大阪）に生まれ、狩野派の橋守国や長崎派の鶴亭かくていなどから絵を学び、後に中国の古画を模して一家を成した。鯉の絵を好んで描いたため「鯉翁」と呼ばれ、上田秋成著『雨月物語』の一篇「夢応の鯉魚」のモデルと言われる。近年の江戸絵画研究の進展により、注目されている絵師の一人である。
- 量感のある水流と鮮やかな桜花の色の対比、雪の降り積む氷を割って跳ね上がる鯉の迫力、カラフルな築から漏れる水の勢いなど、「鯉翁」と称された蛇玉の面目躍如たる作品である。胡粉散らしなど、一見すると荒々しい表現に終始しているように見えながら、鯉の輪郭には細い金泥きんてい（金箔をすりつぶして粉末にしたものを膠水で溶いたもの）線が施され、鯉の鱗には裏彩色（絵絹の裏から施された彩色）が用いられるなど、細部の描写は極めて繊細である。
- 本図を伝える曹源寺は永源寺第四世住持の霊仲禅英れいちゅうぜんえい（1330～1410：永源寺を開基した寂室元光じゃくしつげんこうの高弟の一人）が開いた寺院で、臨済宗永源寺派の中核をなす寺院の一つである。本図が曹源寺に伝来した経緯は不明である。
- 葛蛇玉の現存作例は少ないうえに、鯉を描いた作品は本図以外にアメリカのファインバーグコレクションの一幅および個人蔵の一幅が知られるのみである。本図は蛇玉の代表作の一つに位置付けられ、近年再評価されている大坂画壇さらには国文学の研究に大いに寄与するものとして近世絵画史上重要な作品である。



左幅



中幅



右幅

絹本着色鯉魚図 葛蛇玉筆 3幅

彫刻の部 (1件)

名称・員数	所有者	所有者の住所	所在地
^{もくぞうやくしにょらいざぞう} 木造薬師如来坐像 1 軀 像内に元亨元年辛酉四月廿六日戊巳の墨書がある 附 造立願文 1 枚 元亨元年辛酉四月十一日僧了雲卅歳の朱書がある	宗教法人 ^{そうせんじ} 宗泉寺	野洲市妙光寺 234	同左

- ◆法 量 像高 41.5 cm
- ◆品質構造 ヒノキ材 寄木造 古色 彫眼
- ◆時 代 鎌倉時代 (元亨元年=1321 年)
- ◆指定の状況 野洲市指定有形文化財

◆説 明

- ・ ^{のうえ}納衣 (仏教の修行者が着用する衣) を^{へんたんうけん}偏袒右肩 (右肩をあらわにする着付け) にまとい、右手は肘を曲げて胸前で親指と人差し指で輪をつくり、左手は膝上に置いて右手と同じく親指と人差し指で輪をつくる。いわゆる^{らいごういん}来迎印を結ぶ。来迎印は阿弥陀如来特有の^{いんそう}印相 (仏・菩薩が両手の指であらわすしるし) であるように、現状、宗泉寺では阿弥陀如来としてまつられている。
- ・ 構造はヒノキの寄木造で、頭部と体部を含む根幹材は、前後で二つの材を矧ぎ合わせ、さらに両足を含む膝前の一材を矧ぎ付ける。これらの部材には^{うちぐ}内刳り (内部を刳り抜いて空洞にすること) が施されている。右手は肘と手首で別材を^は矧ぎ付け、左手は手首より先を別材とする。
- ・ 平成 10 年に本像の解体修理がおこなわれ、像内から本像造立の経緯などが記された文書が発見された。あわせて像内の背面に墨書銘が記されていることも確認された。文書の表裏両面には、朱書きで両界曼荼羅を構成する仏・菩薩・明王などを梵字で象徴した^{しゅじ}種子が記され、末尾に「南無東方十二大願薬師瑠璃光如来 / 元亨元年辛酉四月十一日僧了雲 三十五歳」と記される。また、像内の背面には「元亨元年辛酉四月二十六日戊巳」と記されている。以上のことから、本像は鎌倉時代末期の元亨元年 (1321 年) に、了雲と名乗る僧が願主となり、薬師如来像として造立されたことが判明する。
- ・ 像容は 14 世紀前半の作品にしては古風で保守的といえる。温和な表情は平安時代後期の様式の延長線上にあり、また両膝や背面を中心に鋭い衣文を刻むことは、さらに古い平安時代前期の作例を意識している。以上のことから、本像は先行する古像を念頭に置いて造像された可能性がある。
- ・ 近年の文化財調査や修理に伴い、仏像の銘文や納入品が発見される例は増加しているが、中世以前の作例については依然、少数である。本像は優れた作風を示すとともに製作の経緯を記した造立願文を備えた貴重な作例であり、本県の彫刻史上意義深いものである。



木造薬師如来坐像 1 躯



造立願文 1 枚

工芸品の部 (1件)

名称・員数	所有者	所有者の住所	所在地
こんどうくじゃくもんけい 金銅孔雀文磬 1面	おんじょうじ 宗教法人園城寺	大津市園城寺町246	滋賀県立琵琶湖文化館

◆法 量 高13.8 cm、裾張23.1 cm、縁厚0.8 cm

◆品質構造 銅製鑄造

◆時 代 鎌倉時代

◆指定の状況 大津市指定有形文化財

◆説 明

- 磬は古代中国の石製あるいは玉製の楽器を起源とし、唐時代に仏具に取り入れられた。仏教寺院において、法要の際の読経の合図に鳴らす仏具として用いられる。日本では正倉院宝物中に鉄製の磬があることから、奈良時代には使用されていたことが確実である。古代中国の磬は「へ」の字形であったが、日本では左右均等の山形に変化し、上縁・下縁に弧を連ねた形となる。時代の経過とともに蓮華形や雲形、蝶形などの派生型も生まれた。現存作例の多くが銅製で、表面に鍍金を施すこともある。
- 本品は磬の最も基本的な形である山形の磬で、上縁の左右二か所に円形の鈕ちゆう（紐を通すための突起）を設け、その中心に紐穴をあける。表裏両面の中央には八葉複弁の蓮華形の撞座つきざ、その左右に相対する孔雀をあらわす。表面には鍍金が施されていたが、現状では大部分が剥落している。仏教では、孔雀は美しい声で鳴くとみなされたため、磬にあらわされる意匠の多くが孔雀文である。
- 本品は園城寺の所蔵であるが、伝来についての詳細は不明である。紀年銘は刻まれていないものの、股入りが深く肉厚で縁を厚くとる外観は、鎌倉時代の磬に共通する作風である。撞座の左右にあらわされた孔雀文についても、小さな頭部に小ぶりな嘴くちばし、屈曲が著しい頸部、華奢な胴、狭小な羽根などの特徴が認められるが、これらもすべて鎌倉時代の磬にみられる典型的な表現である。類品として弘長3年（1263）製作の長浜市・小谷寺の磬（重要文化財）があげられるが、本品は外観および孔雀の表現がより洗練されていることから、製作時期は小谷寺の磬よりもさかのぼる時期、おおよそ13世紀前半頃に位置付けられる。
- 本品は鎌倉時代の磬の優品として工芸史上価値が高く、保存状態も良好である。滋賀県内には中世にさかのぼる磬の遺品が多く、重要文化財は5件、県指定文化財は3件を数える。本品は滋賀県指定文化財としてこれらと肩を並べるべき存在である。



金銅孔雀文磬 1面

書跡・典籍、古文書の部 (2件)

名称・員数	所有者	所有者の住所	所在地
だいほうこうぶつけごんきょうまきだいにじゅう 大方広仏華嚴経 卷第二十 1巻	一般財団法人 布施美術館	長浜市高月町唐川 339 番地	同左

◆法 量 縦28.0 cm 横164.7 cm (現状4紙継ぎ)

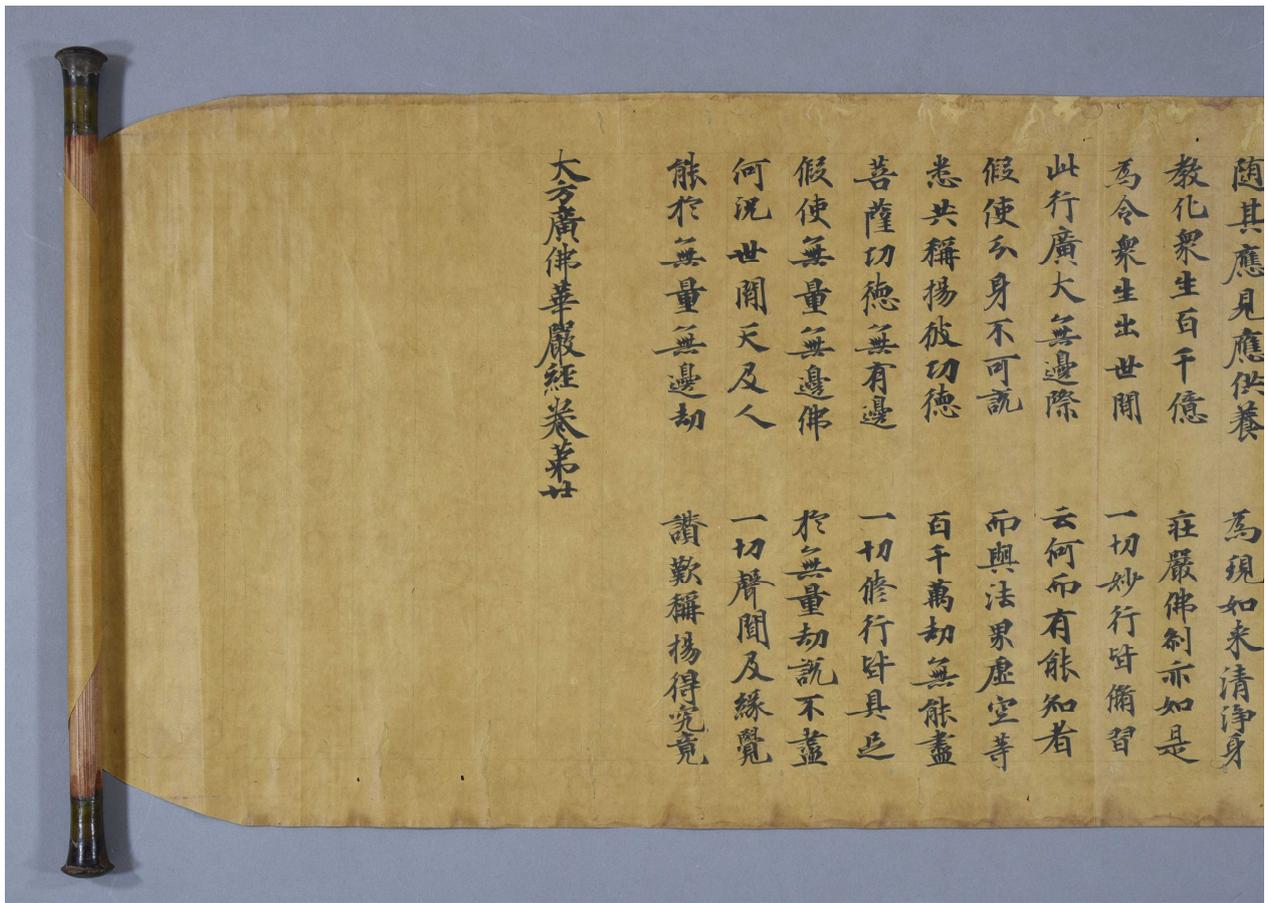
◆品質構造 紙本墨書

◆時 代 奈良時代 (8世紀)

◆指定の状況 未指定

◆説 明

- 奈良時代後期に書写された仏教典籍『大方広仏華嚴経』卷第二十。同経は、「大方広仏」すなわち時間も空間も超越した絶対的な存在としての仏について説いた経典である。同じ題をもつ漢訳本としては、東晋天竺三蔵仏馱跋陀羅の訳した60巻本(六十華嚴)と唐の于闐国三蔵実叉難陀が訳した80巻本(八十華嚴)があり、本品は後者の「八十華嚴」に属する部分写本である。ともに「華嚴経」と略称され、中国では同経に依拠する華嚴宗が仏教史の大きな流れをなし、日本には審祥や良弁が伝えて東大寺を中心に国家仏教の中心思想を形成した。
- 料紙は楮^{りょうし}と三桮^{こうぞ}の混合紙で、細線の淡墨界(界幅2.3cm、界高23.3cm)を施す。現存するのは巻末の偈文^{げもん}部分であり、一行14字詰めで、端正な字体の楷書にて書写される。謹嚴で堂々とし、洗練された印象の書風は、写経の最高峰に位置付けられる天平写経のものと考えられる。
- 本品は巻首部を失うものの、巻末部分の4紙を保存する点で貴重であり、さらに制作当初の姿をとどめる原軸が伴っていることは極めて珍しく、奈良時代の経典の姿を知る上で稀有の存在として、高く評価できる。
- 軸は根幹木製で根幹部を一本軸とし、先端を撥型に開く上下軸首部の形については別材で成形して矧ぎつける。軸首部には銅を素材にした緑色の顔料で彩色した上に、「密陀油」(荏胡麻油に一酸化鉛=密陀僧を加え煮沸したもの)を塗布し、今なお奈良期の色彩を保存する。
- 滋賀県内に伝えられた奈良写経の名品は、大半が国または県の指定を受けて保護されている。その中で、布施美術館創設者の布施卷太郎(1881~1970)が収集した本品は、未指定ながら残存部の多い書写本として優品であり、かつ奈良時代に制作された当初の原軸を伝える貴重な研究資料としても保存を図り、幅広く活用していくべきものである。
- 令和5年度に保存修理が実施され、良好な保存状態である。滋賀県内に伝来した古代の仏教典籍として、その価値はきわめて高い。



大方廣佛華嚴經卷第二十

隨其應見應供養
 教化衆生百千億
 為令衆生出世間
 此行廣大無邊際
 假使云身不可說
 悉共稱揚彼功德
 菩薩功德無有邊
 假使無量無邊佛
 何況世間天及人
 能於無量無邊劫
 讚歎稱揚得究竟
 莊嚴佛刹亦如是
 一切妙行皆備習
 云何而有能知者
 而與法界虛空等
 百千萬劫無能盡
 一切修行皆具足
 於無量劫說不盡
 一切聲聞及緣覺



(制作当初の姿をとどめる原軸：右と軸首：左)

大方廣佛華嚴經卷第二十 1卷 一般財団法人布施美術館

名称・員数	所有者	所有者の住所	所在地
だいほんにゃはらみつたきょう 大般若波羅蜜多經卷第二百二十八 1卷	一般財団法人 布施美術館	長浜市高月町唐川 339 番地	同左

- ◆法 量 縦26.3 cm 横717.1 cm (17紙継ぎ)
- ◆品質構造 紙本墨書
- ◆時 代 奈良時代 (8世紀)
- ◆指定の状況 未指定

◆説 明

- ・ 奈良時代後期に書写された仏教典籍『大般若波羅蜜多經』卷第二百二十八。『大般若波羅蜜多經』（略称「大般若經」）は、^{くわ}空の思想を説く「般若經典」と呼ばれる大乘經典類を集大成したもので、600巻におよび經典の中で最大の規模を有する。唐代に玄奘^{げんじょう}三蔵が訳した。日本では天平9年（737）に大安寺の道慈^{だいいんじ どうじ}が大般若經の転読を諸国の年中行事に加えることを願い出て許されたことを契機に盛行し、国家仏教の中心思想の一つとなった。
- ・ 料紙は楮紙^{りょうし ちよし}で、細線の淡墨界（界幅1.9cm、界高20.3cm）を施す。一行17字詰めで、端正な字体の楷書にて書写される。謹厳で堂々とし、洗練された印象の書風は、写經の最高峰に位置付けられる天平写經のものと考えられる。
- ・ 本品は、巻首から巻末まで1巻全体にわたり制作当初の本紙を保存する点で貴重である。
- ・ 滋賀県内に伝えられた奈良写經の名品は、大半が国または県の指定を受けて保護されている。その中で、布施美術館創設者の布施^{ふせ}巻太郎（1881～1970）が収集した本品は、未指定ながら首尾1巻が完存した書写本として優品であり、長く保存活用していくべきものである。
- ・ 令和5年度に保存修理が実施され、良好な保存状態である。滋賀県内に伝来した古代の仏教典籍として、その価値はきわめて高い。

大般若波羅蜜多經卷第二百廿八

初分難信解品第四之四

三藏法師玄奘奉 詔譯

中華書局

善現十遍處清淨故四靜慮清淨四靜慮清淨故一切智智清淨何以故若十遍處清淨若四靜慮清淨若一切智智清淨无二无二分无别无斷故十遍處清淨故四无量四无色定清淨四无量四无色定清淨故一切智智清淨何以故若十遍處清淨若四无量四无色定清淨若一切智智清淨无二无二分无别无斷故善現十遍處清淨故八解脫清淨八解脫清淨故一切智智清淨何以故若十遍處清淨若八解脫清淨若一切智智清淨无二无二分无别无斷故十遍處清淨故六勝處九次第定清淨八勝處九次第定清淨故一切智智清淨何以故若十遍處清淨若八勝處九次第定清淨若一切智智清淨无二无二分无别无斷故善現十遍處清淨故四念住清淨故一切智智清淨何以故若十遍處清淨若四念住清淨若一切智智清淨无二无二分无别无斷故十遍處清淨故四正斷四神足五根五力七